



第 7 回 弁論準備手続調書	
事件の表示	平成17年(ワ)第87号, 同18年(ワ)第16号
期 日	平成18年12月7日 午後4時
場 所 等	新潟地方裁判所高田支部 準備手続室
受命裁判官	庄 司 芳 男
受命裁判官	河 畑 勇
裁判所書記官	本 多 良 明
出頭した当事者等	原告ら代理人 光 前 幸 一 同 柳 原 敏 夫 被告代理人 畑 中 鐵 丸 同 山 岸 純
指 定 期 日	平成19年2月8日 午後3時15分
当 事 者 の 陳 述 等	
被 告	準備書面(20)陳述
原 告 ら	準備書面(15)陳述
被 告	

準備書面(21)から(24)まで陳述

原告ら

準備書面(16)陳述

受命裁判官庄司，河畑

裁判所は，

- 1 実験方法について，免疫測定法が主で，生物検定法が従である
- 2 生物検定法についても実験を実施したい
と考えている。

被告

裁判所が生物検定法による実験を実施する意向であれば，当機構内部の意見をまとめる必要があるので，時間をいただきたい。

受命裁判官庄司，河畑

- 1 原告らに対し，平成18年12月末日までに，免疫測定法による実験の具体的な方法について最終的な意見を書面にして提出されたい。
- 2 被告に対し，平成19年2月1日までに，自らの希望する生物検定法による実験の実施方法を書面にして提出されたい。

被告

当方の推薦する鑑定囑託先は，第1に長岡技術科学大学生物系，第2に東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻である。

受命裁判官庄司，河畑

鑑定囑託先について，平成19年2月1日までに，

- 1 原告らは，被告の挙げた上記東京大学についての意見
 - 2 被告は，原告らの挙げている免疫測定法の京都大学と生物検定法のビジョンバイオ株式会社についての意見
- を，それぞれ書面にして提出されたい。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 本 多 良 明